

- ・住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・市税の滞納者がいないこと。
- その他
- ・家賃以外に共益費が必要です。
- ・住宅の自治会員になっていただきます。

- ・家賃は、入居者の収入に応じて毎年決定します。詳しくは問い合わせてください。

- ・原則として2人（親族1人を含む）の連帯保証人が必要です。
- ・原則として決定家賃の3か月分にあたる敷金を入居日までに支払っていただきます。

- ・募集住宅は既設住宅で建築年数も経過していることから、壁や床などに汚れなどがあり、修繕できかねるところがありますので了承してください。
- ・エレベーターはありません。
- ・稗田住宅を除き、風呂釜および風呂桶の設置は自己負担です。
- ・ペット飼育禁止など注意事項がありますので案内書をよく確認してください。

- ・そのほか告知事項があります。問い合わせてください。

申込用紙交付・申込受付期間

5月22日(火)～6月5日(火)
午前8時30分～午後5時15分

※祝日を除く。土・日曜日は午前8

時30分～午後0時15分

※申込には印鑑、所得を証する書類、納税証明書などが必要です。

申込用紙配布・申込受付場所

市民生活グループ（市役所1階）

公開抽選・入居説明の日時・場所

6月12日(火) 午前10時

市役所1階多目的会議室

※本人または代理の方が、かならず来場してください。

入居予定日 7月15日(日)

問合せ先

市民生活グループ（内線265）

相談

新しい行政相談委員が決まりました



4月1日付けで、深谷和明さんが新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員とは、国、県、市などの行政全般について、苦情や意見、要望などを受け、公正、中立な立場から関係機関などにあつせんを行い、

その解決や実現の促進を図る身近な相談相手です。

相談は無料、秘密は厳守しますので気軽に相談してください。

相談日 毎月第1木曜日

午後1時～3時

市役所1階相談室

問合せ先

市民生活グループ（内線264）

人権擁護委員制度70周年

～6月1日は人権擁護委員の日～
人権擁護委員はあなたの街の身近なパートナーです

隣近所のもめごと、差別や名誉毀損、虐待、体罰やいじめ、職場でのセクハラ、DVなどで悩んでいる方は相談してください。相談は無料で秘密は厳守します。

問合せ先 全国共通相談ダイヤル

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜、祝日除く）

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110（通話料無料）

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

インターネット人権相談

<http://www.jinken.go.jp/>

司法書士会による無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記についての相談会を開催します。（税金の相談を除く）
とき 6月2日(土)
午前9時～11時

市役所1階相談室

申込方法 6月1日(金)午後4時まで

にかならず電話で予約

※予約のない方は受けられません。

予約先・問合せ先

愛知県司法書士会西三河支部所属
予約担当司法書士
松井 勝彦

☎ 52-3003

（平日午前9時～午後5時）

善意を

ありがとうございました

市へ（敬称略）

平成29年度吉浜幼稚園PTA、

江崎武、高畑郁子

社会福祉協議会へ（敬称略）

栗原一幸、永柳和枝

